

戦国時代の炭焼にまつわるエトセトラ 解答

資料①永禄十一年（一五六八）北条氏邦諸役免許状

「斎藤（古）家文書五」

炭焼等諸役

并関津料木口、

何も令免許候、若

非分之儀申懸者

有之者、則可申上

者也、仍如件、

戊辰

（永禄十一年）十二月六日

三山奉

（北条氏邦朱印「翕邦挹灑」（法））

定峯谷

炭燒中

触口

斎藤八衛門尉殿 （右脱力） （異筆）

「五」

資料②天正二年（一五七五）北条氏邦朱印状

「斎藤（古）家文書一〇」

百卅俵

炭廿六人分、但一人ニ五俵宛

此内

七十八俵 おこし炭、全阿ミニ可渡之、

五十式俵 鍛治炭、黒沢所へ可納之、

以上、百卅俵

右、如斯、毎年調之、炭奉行人可相渡、何時成共
御用時分、無々沙汰可走廻者也、仍如件、
天正二年

甲戌

九月一日

(北条氏邦朱印「翕邦挹福」)

斎藤八右衛門殿

【読み下し】（本文のみ）

資料①永祿十一年（一五六八）北条氏邦諸役免許状

〔斎藤（古）家文書五〕

炭燒等諸役ならびに関津料木口、何も免許せしめ候、若し非
分の儀申し懸ける者これ有らば、則ち申し上ぐべきもの也、
仍つて件の如し、

資料②天正二年（一五七五）北条氏邦朱印状

〔斎藤（古）家文書一〇〕

百三十俵 炭二十六人分、但し一人に五俵ずつ

此の内 七十八俵 おこし炭、全阿ミにこれを渡すべし、

五十戸俵 鍛治炭、黒沢所へこれを納むべし、

以上、百三十俵

右、かくの如く、毎年これを調べ、炭奉行人に相渡すべし、
何時なりとも、御用の時分、無沙汰なく走り廻るべきもの也、
仍つて件の如し、